

指定障害福祉サービス事業者自己点検表

【就労移行支援】

実地指導予定日	平成 年 月 日
事業所名称	
事業所番号	
記入者氏名 (電話番号)	()

【記載上の留意事項】

※各項目について、事業所現況に基づき遵守状況の「適・否・該当なし」について○を記してください。

※なお、実績がなくても、遵守体制が整っている場合は「適」としてください。

※障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援の事業に関する点検項目です。

主眼事項	着眼点	遵守状況
第1 基本方針	<p>(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しているか。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否
第2 人員に関する基準	事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	
1 指定就労移行支援事業所の従業者の員数		
(1) 職業指導員及び生活支援員	<p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否
(2) 就労支援員	<p>① 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。</p> <p>② 就労支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否 適・否
(3) サービス管理責任者	<p>① 事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否 適・否

就労移行支援

主眼事項	着眼点	遵守状況
(4) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	適・否
(5) 職務の専従	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適・否
2 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数 (1) 職業指導員及び生活支援員	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている事業所(認定指定就労移行支援事業所)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否
(2) サービス管理責任者	<p>① 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否
(3) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	適・否
(4) 職務の専従	事業所の従業者は、専ら当該認定指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適・否
3 管理者	<p>(1) 指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所(指定就労移行支援事業所等)ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所等の他の職務に従事させ、又は当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p>	適・否
4 従たる事業所を設置する場合の特例	<p>(1) 主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>(2) 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有しているか。</p>	適・否
第3 設備に関する基準 1 構造設備	当該事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分に考慮されたものとなっているか。	適・否
2 認定指定就労移行支援事業所の設備	3の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有しているか。	適・否

主眼事項	着眼点	遵守状況
<p>3 設備</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p>	<p>① 事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。(相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)</p> <p>② これらの設備は、専ら当該指定就労移行支援事業所の用に供するものとなっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>4 規模</p>	<p>20人以上の人員を利用させることができる規模を有しているか。</p>	<p>適・否</p>
<p>第4 運営に関する基準</p>		
<p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>(1) 利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※重要事項の内容 運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の窓口等</p> <p>(2) 利用者との間で契約が成立したときは、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、契約書等を交付しているか。</p> <p>※記載事項 経営者の名称及び主たる事業所の所在地、支援の内容、利用者が払うべき額 提供開始年月日、苦情受付窓口</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) サービス提供するときは、事業者及び事業所の名称、支援の内容、契約支給量、契約日等の受給者証記載事項を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 契約の締結、変更及び終了時に受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>正当な理由がなく指定就労移行支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>適・否</p>
<p>4 連絡調整に対する協力</p>	<p>市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>適・否</p>
<p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>利用申込者に対し、自ら適切な支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>適・否</p>
<p>6 受給資格の確認</p>	<p>受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>適・否</p>
<p>7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助</p>	<p>(1) 利用者の意向を踏まえて、速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>適・否</p>

主眼事項	着眼点	遵守状況
	(2) 標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否
8 心身の状況等の把握	利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否 適・否
10 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録しているか。 (2) 支給決定障害者からサービスを提供したことについて確認を受けているか。	適・否 適・否
11 指定就労移行支援事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 支給決定障害者に対して金銭の支払を求める場合は、その使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 (2) 金銭の支払を求める際は、その使途及び額、支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得ているか。	適・否 適・否
12 利用者負担額等の受領	(1) サービスを提供した際は、支給決定障害者から厚生労働大臣が定めた、利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用（次のイ又はロに定めるところによる） イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの (4) (1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し領収証を交付しているか。 (5) (3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
13 利用者負担額に係る管理	(1) 事業者は、支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 上記の場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否 適・否

主眼事項	着眼点	遵守状況
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(2) 事業者は、支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>上記の場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	適・否 適・否
15 指定就労移行支援の取扱方針	<p>(1) 市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、その額を通知しているか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	適・否 適・否
16 就労移行支援計画の作成等	<p>(1) 利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	適・否 適・否 適・否
	<p>(1) 管理者は、サービス管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行い、支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、必要事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。 ※必要事項とは 利用者及びその家族の生活に対する意向 総合的な支援の方針 生活全般の質を向上させるための課題 就労移行支援の目標及びその達成時期 就労移行支援を提供する上での留意事項</p> <p>この場合において、他の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも3月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否

主眼事項	着眼点	遵守状況
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 個別支援計画に変更のあった場合、(2) から(7) に準じて取り扱っているか。</p>	適・否
17 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用者に係る、その他の障害福祉サービス事業者等に対する照会により、貴事業所以外における利用者の心身の状況等を把握しているか。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	適・否
18 相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	適・否
19 訓練	<p>(1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p>	適・否
	<p>(2) 利用者の心身の特性に応じた、必要な訓練を行っているか。</p>	適・否
	<p>(3) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p>	適・否
	<p>(4) 利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	適・否
20 生産活動	<p>(1) 生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。</p>	適・否
	<p>(2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p>	適・否
	<p>(3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	適・否
	<p>(4) 防塵設備又は消火設備の設置等、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	適・否
21 工賃の支払	<p>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>	適・否
22 実習の実施	<p>(1) 利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p>	適・否
	<p>(2) 実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行よう努めているか。</p>	適・否
23 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 利用者が行う求職活動を支援しているか。</p>	適・否
	<p>(2) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	適・否

就労移行支援

主眼事項	着眼点	遵守状況
24 職場への定着のための支援の実施	利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。	適・否
25 就職状況の報告	毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市町村に報告しているか。	適・否
26 食事	<p>(1) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 食事の提供を行う場合、栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否 該当なし</p> <p>適・否 該当なし</p> <p>適・否 該当なし</p>
27 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否
28 健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否
29 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受ける、又は受けようとしたとき。</p>	適・否
30 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
31 運営規程	<p>運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定就労移行支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p>	適・否
32 勤務体制の確保等	<p>(1) 適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

主眼事項	着眼点	遵守状況
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否
33 定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)	適・否
34 非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適・否 適・否
35 衛生管理等	(1) 施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	適・否 適・否
36 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	適・否
37 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程、重要事項等の掲示を行っているか。	適・否
38 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 ※必要な措置 従業者の雇用時に取り決め等を行っているか。 (3) 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ているか。	適・否 適・否 適・否
39 情報の提供等	(1) 利用者の適切かつ円滑な利用のために、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否 適・否
40 利益供与等の禁止	(1) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否 適・否
41 苦情解決	(1) 利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じているか。 (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 県及び市町村が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、求めに応じ、改善内容を報告しているか。 (4) 社会福祉法第85条の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否 適・否 適・否 適・否

就労移行支援

主眼事項	着眼点	遵守状況
42 事故発生時の対応	<p>(1) 事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
43 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否
44 身体拘束等の禁止	<p>(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
45 地域との連携等	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否
46 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 個別支援計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>